

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 12 月 21 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 亀貝 3 街区東商業開発

所在地 新潟市西区亀貝 3058 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長 辻田 泰徳

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 北東側)	午後 10 時 00 分～翌午前 6 時 00 分
荷さばき施設 2 (建物 3 北西側)	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 4 北西側)	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 北東側)	24 時間
荷さばき施設 2 (建物 3 北西側)	午前 10 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 4 北西側)	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分

3 変更する年月日

令和 2 年 12 月 12 日

4 変更する理由

ウエルシア薬局株式会社の運営計画の変更のため。

5 届出年月日

令和2年12月11日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

令和2年12月21日から令和3年4月21日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業グループ

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp